

※ 申請画面で入力した各項目の内容が申請書等の様式に反映され、PDF で出力・保存することができます。

Saitama Prefecture

## 電子申請・届出サービス

利用者登録

申請団体選択

申請書ダウンロード

手続き申込

申込内容照会

職責署名検証

### 手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

申込

選択中の手続き名： 埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定申請書（令和6年4月1日～）

問合せ先

+開く

## 様式1 認定申請書

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度の認定を受けたいので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第4条の規定により申請します。

申請年月日を入力してください。 **必須**

令和  年  月  日

事業者名を入力してください。 **必須**

法人名を入力してください。

事業者名（フリガナ）を入力してください。 **必須**

代表者職・氏名を入力してください。 **必須**

※代表者職の入力漏れが多く見受けられますので、必ず入力をお願いいたします。

代表者職・氏名（フリガナ）を入力してください。 **必須**

## 様式 1 - 1 申請事業者概要書

法人番号（個人事業主は個人事業税の納税番号）を入力してください。

県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することに同意する場合は、13桁の法人番号（個人事業主は9桁の個人事業税の納税番号）を半角数字で入力してください。

### 1 事業者に関する事項

#### (1) 事業者の名称・所在地等

事業者郵便番号を入力してください。 **必須**

郵便番号

住所検索

事業者所在地を入力してください。 **必須**

住所

事業者電話番号を入力してください。 **必須**

電話番号

事業者メールアドレスを入力してください。

メールアドレス

連絡担当者職・氏名を入力してください。 **必須**

連絡担当者職・氏名（フリガナ）を入力してください。 **必須**

連絡担当者電話番号を入力してください。 **必須**

電話番号

連絡担当者メールアドレスを入力してください。

メールアドレス

事業者ホームページのURLを入力してください。

## (2) 県内営業所 1

※ 「(2) 県内営業所 1～3」には「(1) 事業所の名称・所在地等」に入力した内容が自動的に入力されます。必要に応じて、修正・削除をお願いします。

※ 本社と県内営業所が同一の場合は記載不要です。

営業所名を入力してください。

県内営業所郵便番号を入力してください。

郵便番号

住所検索

県内営業所所在地を入力してください。

住所

県内営業所電話番号を入力してください。

電話番号

県内営業所メールアドレスを入力してください。

メールアドレス

## (2) 県内営業所 2

営業所名を入力してください。

県内営業所郵便番号を入力してください。

郵便番号

住所検索

県内営業所所在地を入力してください。

住所

県内営業所電話番号を入力してください。

電話番号

県内営業所メールアドレスを入力してください。

メールアドレス

## (2) 県内営業所3

営業所名を入力してください。

県内営業所郵便番号を入力してください。

郵便番号

住所検索

県内営業所所在地を入力してください。

住所

県内営業所電話番号を入力してください。

電話番号

県内営業所メールアドレスを入力してください。

メールアドレス

## (3) 取扱設備

取扱設備を選択してください。

必須

太陽光発電設備

太陽熱利用システム

蓄電池

エネファーム

## (4) 事業の種類

事業の種類を選択してください。 **必須**

販売

施工

PPA

リース

## (5) 過去1年間の契約実績

契約件数【太陽光発電設備】を入力してください。 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

件

契約件数【太陽熱利用システム】を入力してください。

**選択肢の結果によって入力条件が変わります**

件

契約件数【蓄電池】を入力してください。 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

件

契約件数【エネファーム】を入力してください。 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

件

# 2 事業者のサービス内容・アピールポイント

取扱メーカー【太陽光発電設備】を入力してください。

**選択肢の結果によって入力条件が変わります**

入力文字数： 0/200

**取扱メーカー【太陽熱利用システム】を入力してください。**

**選択肢の結果によって入力条件が変わります**

入力文字数： 0/200

**取扱メーカー【蓄電池】を入力してください。**

**選択肢の結果によって入力条件が変わります**

入力文字数： 0/200

**取扱メーカー【エネファーム】を入力してください。**

**選択肢の結果によって入力条件が変わります**

入力文字数： 0/200

**取扱メーカー【備考】を入力してください。**

取扱メーカーについて、備考があればご入力ください。

Empty text input area.

入力文字数： 0/ 500

販売に関するアピールポイントを入力してください。

Empty text input area.

入力文字数： 0/ 500

施工に関するアピールポイントを入力してください。

Empty text input area.

入力文字数： 0/ 500

PPAに関するアピールポイントを入力してください。

Empty text input area.

入力文字数： 0/ 500

リースに関するアピールポイントを入力してください。

Empty text input area.

入力文字数： 0/ 500

保守に関するアピールポイントを入力してください。

Empty text input area.

入力文字数： 0/ 500

保証に関するアピールポイントを入力してください。

入力文字数： 0/ 500

**その他アピールポイントを入力してください。**

入力文字数： 0/ 1000

**備考を入力してください。**

入力しきれない事項などがありましたら、こちらに入力してください。

## 様式 1 - 2 誓約書

次の事項の内容を確認の上、一番下の「上記事項について遵守することを誓約します」を選択してください。 **必須**

### 記

- 1 省エネ・再エネ活用設備の販売・施工（販売に関する広告、勧誘、商談、見積り、契約の締結、施工等一切の行為をいう。以下同じ。）にあたっては、関連する法令を十分理解し、遵守します。
- 2 省エネ・再エネ活用設備の仕様、性能、施工方法、費用、国や自治体の補助金、関連する制度、経済性、保証内容等について十分理解した上で、お客様に誤認を与えることなく、正しく認識いただけるよう、カタログ、見積書、各種資料等により、具体的な数値を示して、分かりやすく丁寧に正確な説明を行います。
- 3 丁寧な対応、常識的な時間帯での連絡・訪問など社会的マナーを遵守し、契約を急かさず強引な勧誘、長時間に渡る執拗な説明、「電気料金が安くなる」等の断定的な説明など、不誠実な販売活動は行いません。
- 4 お客様の不利益になる事項や、健康、安全に関わる事項については、特に十分な説明を行います。
- 5 高齢者や判断力に懸念のあるお客様に対しては、当該設備及び設置工事等に関する説明について一層の注意を払い、十分な判断力を備えた親族等の立会い及び同意を得た上で実施するものとします。
- 6 お客様の希望内容や条件を確認し、現地調査を必ず行い、施工する住宅等の条件に適した製品や規格を提示します。
- 7 見積りにあたっては、内訳明細を記載した見積書等を作成し、お客様に対し、設備・施工の各項目の内容と費用を分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明します。
- 8 契約の締結にあたっては、契約書及び契約約款等の各項目の内容について、お客様に対し、分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明し、確認を行います。
- 9 契約の解除に関する説明は特に正確かつ誠実にを行います。
- 10 電力会社や経済産業省への申請・報告など必要な手続きについて、分かりやすく説明します。
- 11 実現不可能な約束や、当社として認めていない特約を付す等の説明又は契約はしません。

12 省エネ・再エネ活用設備の標準的な施工方法に基づき、関係法令等に適合するよう設計・施工します。同方法で設計・施工できない場合は、省エネ・再エネ活用設備メーカーに確認します。

13 施工に当たっては、法令で定められた資格を有した者（太陽光発電設備、蓄電池の施工に当たっては、上記資格のほか、メーカーから施工IDを取得した者）が行います。

14 施工に当たっては、契約時に説明し合意した内容に基づき、施工に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、資材の搬入条件も考慮の上、安心・安全と品質を確保し、効率良く作業を進め、近隣や他の居住者、外来者に対して迷惑をかけないよう誠実に施工します。

15 設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を提示するなどして正確に伝えます。

16 従業員に対する教育指導を徹底し、接客の質の向上、専門知識の習得、技術・技能の研鑽に努めます。

17 トラブルや苦情等に対して迅速・誠実に対応します。当社の従業員の対応が不十分な場合には、当社の責任において、誠意をもって早期問題解決を図るよう努めます。

18 上記の事項について、自ら実施しない場合は、それを請け負う事業者に遵守させます。

19 取り扱う設備に関する相談体制を整え、お客さまの相談を受け付けます。

20 県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力します。

上記事項について遵守することを誓約します。

## 様式 1 - 3 暴力団排除に関する誓約事項

次の事項の内容を確認の上、一番下の「上記事項について該当しないことを誓約します」を選択してください。 **必須**

### 記

1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、PPA又はリース契約を行うに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が上記1から4までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

6 省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、PPA又はリース契約を行うに当たり、法人等が、上記1から4までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（5に該当する場合を除く。）に、県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

当事業者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

上記事項について該当しないことを誓約します。

## 添付書類 1 過去1年間の契約実績が1件以上確認できる書類

過去1年間の契約実績が1件以上確認できる書類を添付してください。

添付ファイル

必須

※ 契約書・保証書の写し等

※ 契約書・保証書の写し等に含まれる個人情報については、住宅に設置されたことが特定できる部分を除き黒塗りにするなど見えないように加工して提出してください。

## 添付書類 2 県内に事業所を置くことが確認できる書類

県内に事業所を置くことが確認できる書類を添付してください。

添付ファイル

必須

※ 商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等

## 添付書類 3 県税の滞納がないことを確認できる書類

県税の滞納がないことを確認できる書類を添付してください。

添付ファイル

※ 県税全般に滞納がないことの納税証明書等を添付してください。

※ 納税状況等確認システムにより滞納がないことを確認できる場合は、添付を省略することができます。県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することに同意する場合は、法人番号（個人事業主は個人事業税の納税番号）欄に番号を入力してください。

確認へ進む



入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・ 添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・ パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・ システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・ **入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。**

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

※ 入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※ 一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

【操作に関するお問い合わせ先（コールセンター）】

※手続きの内容については、直接、担当課へお問い合わせください。

固定電話コールセンター

TEL :0120-464-119  
(平日 9:00~17:00 年末年始除く)

携帯電話コールセンター

TEL :0570-041-001 (有料)  
(平日 9:00~17:00 年末年始除く)

FAX :06-6733-7307

電子メール: [help-shinsei-saitama@apply.e-tumo.jp](mailto:help-shinsei-saitama@apply.e-tumo.jp)

※電子申請・届出サービス内の問い合わせフォームを御利用いただくこともできます。

【各手続き等の内容に関するお問い合わせ先】

直接各手続きの担当課にお問い合わせください。